

## 家庭から排出される臨時多量ごみの整理・分別・収集体制について

引っ越しや遺品整理などに伴い家庭から排出される臨時多量ごみ（以下、家庭系臨時ごみという）の整理・分別・収集体制の整備を進めています。家庭系臨時ごみの収集運搬にあたっては、一般廃棄物処理業の許可業者の中から、家庭系臨時ごみの収集・運搬を希望する許可業者に、「家庭系臨時ごみ」の許可品目を追加し、2018年10月から許可業者による整理・分別・収集運搬を開始します。

### 1 制度の概要

#### 【背景】

昨今、核家族化の進展により高齢者のみの世帯が増加しており、生前整理・遺品整理等に伴い発生する多量ごみの処理が問題となっています。現在、市民が臨時多量ごみを排出する方法は、緊急性がある場合の清掃工場への搬入、又は定期収集への計画的な排出しかありません。そのため、無許可の回収業者を利用しているケースもあり、不用品回収業者に関しては、料金トラブルなどの問題が起きています。

#### 【目的】

一般廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理業許可業者による整理・分別・収集運搬を実施するものです。

#### 【許可業者】

次の条件を満たしている事業者に家庭系臨時ごみの許可証を交付します。

- ① 2018年4月1日において、町田市一般廃棄物処理業の許可を有している。
- ② 町田市内に本店又は支店を有している。
- ③ 環境認証（ISO14001又はエコアクション21等）を取得している。
- ④ 自己所有の2～3tのトラック（塵芥車を除く）を有している。
- ⑤ 自社ホームページを有し、情報を公開している。
- ⑥ 高齢者等を支援するための整理・分別作業を請け負える。
- ⑦ 直近2年間の決算期の貸借対照表において、債務超過でない。
- ⑧ 2018年10月1日から業務を開始できる。

#### 【許可期間】

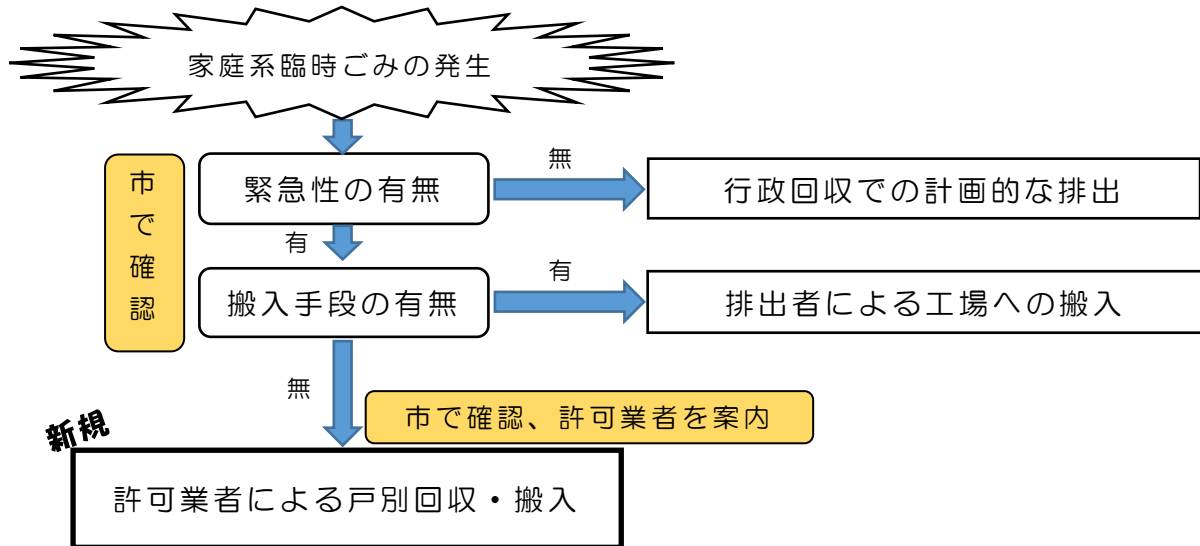
2018年10月1日から2020年3月31日（更新あり）

【料金】

整理・分別作業	市民と事業者間での契約
収集運搬	条例※により 15 円/kg が上限
処分	条例※により 250 円/10kg

※条例：町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

【実施フロー】



2 今後のスケジュール

- 2018年9月27～28日 一般廃棄物処理業（家庭系臨時ごみ）の許可証交付
- 10月1日～ 一般廃棄物処理実施計画の告示  
 広報（広報まちだ、町田市ホームページ）